

[平成19年11月 定例会]

■合併浄化槽の設置促進と保守点検検査の徹底について

■自治基本条例への取り組みについて

◆2番（小池智明 議員） 私は、さきに通告いたしました2点、合併浄化槽の設置促進と保守点検検査の徹底について、自治基本条例制定への取り組みについてを質問いたします。

まず最初に、1点目、合併浄化槽の設置促進と保守点検検査の徹底についてでございますが、下水道整備が効率的ではない市街化調整区域などでは、トイレだけでなく台所やふろなど、家庭から出る排水すべてを浄化し、公共下水道と変わらない処理排水を河川などに放流することが可能な合併処理浄化槽による生活排水処理対策が求められています。

しかし、18年度末の市内の浄化槽設置数は2万6430基ありますが、そのうち2万2650基はトイレの汚水のみを浄化する単独浄化槽、現在ではみなし浄化槽と呼ばれておりまして、合併処理浄化槽、これが現在の正式な浄化槽でございます。こちらは3780基と15%にも満たない状況にあります。

これまで市では、生活排水処理対策として、どちらかといえば人口が集中する市街化区域内での下水道整備に力を注いできたと言えます。一方で、上流域の市街化調整区域などでは、各戸への合併浄化槽設置を促進するために、設置に際しての補助金交付を行ってきたものの、浄化槽の保守点検指導などに関しては、昨年までは県の仕事であり、本年度から市に権限移譲され、取り組んでいるところです。

今後は、富士市としては、下水道整備に並行して上流エリアにおいても着実に合併処理浄化槽への転換設置を進め、適切な維持管理を確実に行うことにより、市内全体の生活排水処理を進め、河川を初めとする公共用水域の水質保全や、我々富士市民の暮らしや産業の源であるこの富士山麓地域の適正な水循環を確保する必要があると考えます。

こうした中で、以下の3点について質問いたします。

まず1つ目ですが、現在策定中の生活排水処理長期計画の策定状況と、そうした中における合併処理浄化槽による処理も含めた今後の生活排水処理の考え方はいかがでしょうか。

2つ目は、浄化槽をしっかりと機能させるためには定期的な保守点検が必要です。しかし、浄化槽の所有者個人が点検、検査を行わなければならない中では、点検、検査の実施率が大変低いのが実情です。こうした中で、浄化槽法に基づく保守点検、清掃、法定検査を確実に行うための対策はどのように考えていますでしょうか。

3つ目といたしまして、今後の浄化槽整備に当たっては、現在行っている個人設置型、これは先ほども申し上げましたが、浄化槽を設置しようとする人に補助金を交付し、個人で設置し、その後の維持管理もその方にやっていただく方法です。しかし、これに比べ、設置のスピード、維持管理の確実さなどの点から、市が浄化槽を各戸に設置し、維持管理も行う市町村設置型事業も導入していくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上が1点目の質問でございます。

続きまして、2点目、自治基本条例制定への取り組みについて。

2000年の地方分権一括法の施行をきっかけに、全国各地の自治体で、自治体の憲法とも言われる自治基本条例、また自治体によってはまちづくり基本条例とも呼ばれていますが、このような条例を制定し、この条例で定めた基本ルールにのっとり、市民、議会、行政がそれぞれの役割を果たしながらまちづくりや行政運営を進めていこうとする自治体が増えていきます。北海道のニセコ町を皮切りに、現在では全国で70から80の自治体で制定し、また、これと同数程度の自治体で制定に向けた取り組みを進めていると言われます。

この条例で規定するルールとは、他の市や町の条例を見ると、具体的には、自分たちの市や町の自治と協働の基本原則、市民、議会、行政の役割と責務、情報公開と説明責任、行政評価の進め方、市民参加の仕組み、市民活動団体の支援、育成などに関する基本ルールが定められています。

本市においては、平成17年度に策定された富士市行政経営プランの中、つまり行政側からの考え方として、「顧客志向をベースに戦略的に行動し、新たな価値を創造する行政経営」を行う上で必要な条例と位置づけられ、18年度より、策定した他の自治体の条例についての調査研究を進めるとされています。

また、本年2月議会において、市長は鈴木敏和議員の質問に答える中で、富士川町との合併実現の折には、協働に対する機運を高めつつ、26万人となる富士市民、そして新しい富士市議会と行政とが協働して自治基本条例の制定に向けた検討をしていくと答弁しています。

こうした中で、以下の2点について質問いたします。

1つ目は、他の自治体における自治基本条例の制定状況に関する調査研究を通じた中で、制定に当たっての留意事項、この条例の主要構成要素をどのように考えるか。

2つ目として、私は富士市でもこの条例を制定し、今後のまちづくり、行政運営の基本ルールとして活用していくべきだと考えますが、行政としてはこの条例制定への取り組みのスケジュールをどのように考えますでしょうか。

以上をもちまして、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（渡辺敏昭 議員） 市長。

〔市長 鈴木 尚君 登壇〕

◎市長（鈴木尚 君） 小池議員のご質問にお答えいたします。

最初に、合併浄化槽の設置促進と保守点検検査の徹底についてのうち、生活排水処理長期計画の策定状況と今後の生活排水処理の基本方針をどう考えるかについてであります。本市における平成18年度末での下水道人口普及率は68.5%、認可区域面積に対する整備率は68.0%に達しましたが、下水道全体計画面積に対する整備率は53.6%にとどまっております。このような状況の中、今後の整備が家屋の散在する地域に移ることから、全体計画面積すべての整備が終了するまでには長い期間と多額の費用が必要になると考えております。

これらの課題に対応し、今後の生活排水処理の基本的な方向性を明らかにするために、昨年度、合併処理浄化槽事業も含め、富士市生活排水処理ビジョンを策定いたしました。このビジョンでは、生活排水処理未整備地区の早期解消を目指し、基本的に市街化区域は

公共下水道事業、市街化調整区域は合併処理浄化槽事業とし、早く、安く、効率的に整備を行っていくとしております。現在策定中であります富士市生活排水処理長期計画におきましても、このビジョンで示した整備の考え方を基本方針として位置づけ、整備手法の検討を進めているところであります。

また、この計画の策定状況であります、富士市の生活排水処理にかかわる基礎調査の整理を終え、現在、公共下水道事業と合併処理浄化槽事業の区域分けの検討を行っているところであります。今後は、長期財政計画の策定とあわせ、整備手法の区域分けなどの案を作成し、パブリックコメントを実施していく予定であります。

次に2点目の、浄化槽法に基づく保守点検、清掃、法定検査を確実に行うための対策にどう取り組むかについてであります、本市の平成18年度末における浄化槽の設置状況につきましては、議員のお示しのとおりであります。これらの浄化槽には、浄化槽法に基づきまして、設置者に保守点検、清掃、法定検査が義務づけられております。

適正な維持管理の指導についての取り組みといたしましては、隔月で浄化槽新規設置者に対して説明会を開催し、浄化槽の仕組みや役割、維持管理の必要性について説明しており、今年度170名の参加をいただいております。

また、浄化槽の相談や巡回指導などを行う浄化槽衛生指導員との打合会を月1回開き、情報交換を行いながら、市内の浄化槽の状況の把握、そして静岡県浄化槽協会富士支部との協力体制の維持に努めております。

職員の体制といたしましては、今年度4月より、県からの権限移譲に伴い、下水道部管理課に正規2名の浄化槽担当職員と臨時1名の浄化槽維持管理指導員を配置しており、今後もさらに浄化槽の維持管理指導體制の強化に努めてまいります。

次に3点目の、今後の浄化槽整備に当たっての市町村設置型事業の導入についてどう考えるかについてであります、国の交付金対象となる浄化槽事業は、本市が行っている個人設置型と言われる浄化槽設置整備事業と、いわゆる市町村設置型と呼ばれる浄化槽市町村整備推進事業があります。

市町村設置型事業は平成6年度に創設された事業で、公共下水道と同様に市町村が主体となり、生活排水対策を緊急に推進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な設置から維持管理までを行う事業であります。なお、この事業により浄化槽設置を進めている自治体は、平成18年度現在、全国で211市町村あります。

市町村設置型事業につきましては、今年度を含め2カ年で策定する生活排水処理長期計画等の中での1つの整備手法としてとらえ、効率性、経済性の観点や個人設置型浄化槽事業との比較検討を行い、富士市に最も適した生活排水対策のあり方を模索してまいります。

今後とも浄化槽の普及促進を図り、公共下水道とともに公共水域への汚濁防止に努めてまいりますので、ご理解のほど、よろしく願いをいたします。

次に、自治基本条例制定への取り組みについてのうち、他の自治体の制定状況に関する調査研究を通じた中で、制定に当たっての留意事項、条例の主要構成要素をどう考えるかについてであります、自治基本条例の制定につきましては、平成12年の北海道ニセコ町のまちづくり基本条例以降、全国各地の自治体において同様の条例の制定が進んでおり、本年10月現在で、782市のうち約70の市で自治基本条例が制定されております。

一般に自治基本条例は、自治の基本原則、市民の権利、市民や議会、行政の役割や責務、

行政運営の基本原則、市民参加や協働の原則などを盛り込んだ自治体の最高規範とされるものであります。先行自治体の条例を比較いたしますと、条例の名称はおおむね自治基本条例、まちづくり基本条例などとなっておりますが、条例の構成要素につきましては、各自治体さまざまであります。

また、条例の作成過程につきましても、神奈川県大和市のように、公募による市民メンバー、学識経験者、市職員から成る自治基本条例をつくる会を設置し素案の作成を行った自治体や、長野県飯田市のように、市議会がわがまちの憲法を考える市民会議を立ち上げて市民との対話のもとに検討を進め、議会議案として提出した自治体など、その過程はさまざまであります。

なお、条例の制定までの期間であります。市民会議などの検討組織の立ち上げからおおむね3年程度を要するのが一般的であります。

今後は、こうした条例の作成過程が制定後の条例の実効性確保にどのように影響を及ぼしているかなどについても引き続き調査を行い、本市における条例の具体的検討に当たっては、市民、議会、行政の協働のもと、条例の位置づけを明確にし、その位置づけに沿った名称、構成要素としていく必要があると考えております。

次に2点目の、本市における条例制定への取り組みのスケジュールをどう考えるかについてであります。条例の具体的検討に当たっては、まず初めに、本市の自治の基本理念、まちづくりの基本理念について、市民、議会、行政のコンセンサスづくりが不可欠であると考えております。

当初は平成22年春の条例制定を目指しておりましたが、その後、富士市・富士川町合併協議会の設置もあり、合併後、旧富士川町の市民も交えた検討を行っていく必要がありますので、合併後に具体的検討を開始することとなっております。

一方で、現在国において新地方分権一括法の制定に向けた検討が進められており、平成22年の春にはまとまる予定とされておりますので、そうした動向も常に視野に入れながら、引き続き自治基本条例の制定に向けた検討を進めてまいります。

以上であります。

○議長（渡辺敏昭 議員） 2番小池議員。

◆2番（小池智明 議員） ありがとうございます。それでは、1つずつ2回目の質問をさせていただきますと思います。

まず、合併浄化槽の件でございますけれども、今後の生活排水処理につきましては、基本的には市街化区域は公共下水道、調整区域は合併処理浄化槽という考え方でいきたいと。ただ、具体的なライン引きあるいはエリア等については、現在進めている長期計画の中で精査した上で決定していきたいということで答弁いただきましたけれども、もう少し下水道整備エリアと浄化槽整備エリアを分ける上での基準ですとか考え方というのを説明いただければと思います。

○議長（渡辺敏昭 議員） 下水道部長。

◎下水道部長（曾根田照雄 君） 今のご質問でございますけれども、市長がお答えした内容と少し重複するかもしれませんが、現在、富士市の公共下水道の全体計画、この策定に当たっては、平成 12 年度に国の 3 省、国土交通省、環境省、農林水産省の 3 省間で経済比較方法の統一化を図りました。これは効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル、これに従いまして、富士市については平成 14 年に見直しを行ってございます。ですから、現在の全体計画につきましては平成 14 年に見直したものでありまして、現在の財政状況を考えますと、今あります公共下水道の全体計画区域では、整備にはやっぱり膨大な日数がかかるということ、これが 1 つのネックになってきてございます。

そこで、今市長の方からご答弁しましたけれども、平成 18 年に策定いたしました富士市生活排水処理ビジョンの中で、いかに早く、安く、効率的にという形の中でモットーを設けまして、これに向けまして、現在長期計画を立ててございます。

ですから、この中でやはり問題になりますのは、先ほど言いましたように、基本的には市街化区域については公共下水道、調整区域につきましては合併処理浄化槽でいくという考え方を設けてございますものですから、いかに早くやるかというこの時間軸、今後の中でこの辺が一番重要な軸になってくると思います。

ですから、今後長期計画を策定する中で、先ほど言いましたマニュアルをもとに、これが 1 つの軸になりますけれども、時間軸を考慮した形の中で基準づくり、このようなものを考えていきたいと思っております。

○議長（渡辺敏昭 議員） 2 番小池議員。

◆2 番（小池智明 議員） わかりました。そうしますと、いかに早く排水処理をできるかというところ辺で整備の手法も変わってくるということですが、そうしますと、これは今まだ検討中だということではっきりお答えできないと思っておりますけれども、ただいまの浄化槽の全体整備区域、これが多少なりとも縮まってくるのかなという感じがしております。

一方で、ことし、来年で計画を策定するということは、当然合併後の、富士川町もエリアに含んだ新しい富士市ということ想定されていると思います。そうなりますと、富士市の人口は来年の 11 月の段階以降はおおよそ 26 万人になると。そうした中で、富士川町は約 1 万 7000 人人口がおりますけれども、現在進めております合併協議の中では、生活排水処理につきましては浄化槽整備でいくという方向性が出されております。そうしますと、全部で 26 万人富士市民の人口があるうち、私の想定では、個人的には、下水道を将来使う人口が大体 20 万人から 22 万人くらい、これも少し減るのかなと。あるいは浄化槽が逆に 4 万人から多ければ 6 万人くらいというような数かなと思います。

比率でいうと、下水道が 5、それに対して浄化槽が 1、約 20%の皆さんが浄化槽を使っていくというようなイメージでいるわけですが、おおよそそんなものでよろしいのでしょうか。はっきりした数字は結構ですが、大体そんな感じでよろしいのでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 下水道部長。

◎下水道部長（曾根田照雄 君） 申しわけございませんが、数字的には今議員の方でそういう形の中で数字を出していただきましたけれども、まだ私の方は正式な形でつかんでおりませんものですから、この場で数字の方はお話しできませんけれども、いずれにしても、現在あります公共下水道の全体計画の中には、第二東名の北側も含まれております。ですから、ああいうところについてどうするかという考え方が出てきますと、当然ある程度まとまっておりますけれども、点在した箇所がございますものから、そういうものについては今後公共下水道でいくのが効果的なのか、あるいは合併処理浄化槽でいくのが効果的なのか、やはりその辺を今検証してございます。

それから、富士川町につきましては、前にもお話し申し上げたと思っておりますけれども、合併処理浄化槽で合併後生活排水処理をさせていただくという形です。

○議長（渡辺敏昭 議員） 2番小池議員。

◆2番（小池智明 議員） わかりました。

それでは、次に2番の方に行きたいと思うんですけれども、保守点検の対策ということでございますけれども、ことしから市の方に仕事に移ってきて、市長の答弁では意欲的にやっといこうということが非常に伝わってまいりました。ただ、実際にこれまでの市内における保守点検、あるいは検査の実態というものを数字的にちょっと追いかけてみますと、2カ月あるいは3カ月に1度行う保守点検につきましては7割から8割、法律で決められております年1回の検査、これは11条検査と呼ばれておるそうですが、これにつきましては3.6%、私は最初、小数点が、ほこりか何かがついているのかなと思って、せめて36%だろうなと思って見ていましたら3.6%。やっていないの方がよっぽど多いという状況でございます。

これは、全国的なデータと比べましても、富士市だけじゃないんですが、県単位で言いますと、静岡県は3.2%ということで、全国でびりから2番目だそうです。じゃ、びりはどこかというとな大阪府だそうです。ただ、大阪府はあれだけの大都市ですので、下水道でカバーするエリアが多いわけですから、ちょっと次元が違うというか競争相手にならないものから、そう考えますと静岡県は本当に全国でもびりの検査率だということが言えると思います。

この保守点検、検査を行っていないということは、例えば浄化槽の中に空気を送り込むブローアという設備がありますが、これがつぶれてしまえばバクテリアが生きていくことができませんので、浄化槽そのものが働かない。そうすると、汚水がそのまま河川へと流れ込む。結果として、これはくみ取りの便所よりよっぽど環境に負荷をかけている、こういう状況かと思えます。そういった点からも、この保守点検あるいは検査を確実にやっていくということが浄化槽エリアにおける環境保全のまず第一歩かなと思えます。

ことしから、環境部から下水道部へ2人職員が異動しまして、体制をつくっていく、さらに、今いろんな準備を進めていることも聞いておりますけれども、例えば下水道部の職員構成を言いますと、全部で今49名おります。そのうち、下水道担当の職員が47名、浄化槽担当は2人だけということになります。

先ほど、数字では言いにくいということでしたけれども、部長にちょっと伺いました、下水が人口で言えば5に対して浄化槽が1ということは、その割合でいけば、職員の数についても、下水道の方が47人いるようでしたら、職員の数も、これは単純に比例させただけですけれども、5人から10人くらいいても本当はおかしくないんじゃないかなという気もいたします。

そんなことで、これから力を入れて維持管理の体制をつくっていく、保守管理の体制をつくっていくということですので、まだまだこれからかと思えますけれども、やはり行政としてもしっかりした体制をつくっていくということが必要だと思えますが、そのあたりについてはどのようにお考えになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（渡辺敏昭 議員） 下水道部長。

◎下水道部長（曾根田照雄 君） まず初めに、定数の関係でございますけれども、先ほどちょっとお話に出ましたけれども、今年度より県の方から権限移譲によりまして浄化槽の事務が富士市の方へおりてきてございます。

現在の体制は、下水道部管理課の排水設備担当、現在、正規職員、臨時職員入れまして10名おります。基本的には浄化槽の問題についても処理をしている担当でございます。その中で、専門的にやっていただくのは、今議員から2名というお話が出ましたけれども、今私の方で浄化槽担当が、正規職員が2名、臨時職員が1名、3名で浄化槽担当の方を行ってございます。今の現状でやりますと、実は県の方からいただきましたデータと、それからデータの無いやつもございますものですから、それらのデータ整理が今年度の主な仕事になっております。

それとあと、当然今年度につきましても合併処理浄化槽の設置の補助等がございますものですから、それらの受け付け事務等々がございますもので、今現在は3人プラス排水設備担当と一緒にやらせていただいている状況でございます。

平成20年度におきまして、先ほどちょっと11条検査の話が出ましたけれども、こういうものを設置者に対してアピールしようという考え方の中で、臨時職員をもう1名配置していただくような考え方で今考えてございます。ですから、来年につきましては、専門に浄化槽担当をやるのが4名でやらせていただくということです。

ただ、もう1点、検査率のお話がございます、確かに数字的におっしゃるとおりでございます。18年度の実績を見ますと、11条検査というのは、設置後1年ごと毎年水質の検査、これがございますけれども、これらの問題が富士市については3.6%しかやっていないという状況もございます。ですから、今年度私の方に権限移譲でおりてきまして、何をやっているかといいますと、当然数字的には把握している中で、先ほど市長からも回答の中に出ましたけれども、設置者に対しまして隔月で説明会を開いてございます。この中で来ていただいてお話し申し上げている中で、いろんな合併浄化槽の話をさせていただきながら、11条検査の話もさせていただいて、恐らく今までそこまでやっていなかったと思うんですけれども、要はこの11条検査につきましては、静岡県生活科学検査センターというのが、生科研というのがこの水質検査を行ってございます。ここに対しまして契約を結ぶような形の中で11条検査、この辺の契約書もお話し申し上げましてご理解いただいて、新

規の設置者に対しては、その生科研と契約を結んでいただくような、契約書までお願いしまして、そこで契約書にサインできる方はサインしていただいて、できない方については後ほど富士市に届けていただくなり送っていただくような考え方でやってございます。

今年度は170名やりましたけれども、実際に説明会に来ていただいたのはそのうちの125名で、あとの45名の方については直接窓口に来ていただいて対応したということで、そのような形の中で11条検査をぜひやっていただきたいということで、ご理解いただいた中でやっておりますものですから、今後、徐々に11条検査につきましては検査していただく件数がふえてくると思います。

○議長（渡辺敏昭 議員） 2番小池議員。

◆2番（小池智明 議員） ありがとうございます。現状3名、来年度から、できましたらもう1名増員ということで、本当に数が多いだけに、今データの整理等を行っているということですが、来年以降力を入れてぜひやっていただきたいと思います。

また、具体的な対策についても、今部長の方からお話があったように、説明会をやって検査センターと契約するよという指導をしているということですが、そちらの方もぜひ効果を上げていっていただきたいと思います。

私の方で先ほど申し上げました、静岡県はびりだけれどもということで、逆に検査率が高いのが、ちょっと調べましたら岐阜県、宮城県、岡山県が80%以上の検査率があると。検査をするということは、悪ければ当然直さなきゃいけないわけですから、確実に処理をされるということで、非常にいいわけです。

では、どうやって80%の実施率をしているのかということ調べてみたら、今部長の方では、市の方で、所有者と検査センターでの契約を結ぶよという指導しているということですが、岡山県では、単に所有者とセンターだけではなかなかスムーズにいかない。というのは、所有者の方が実際にお金を払ったり、あるいはチェックをしたりするのを忘れてしまうというようなことがあるものですから、それでは不備だということで、実際に2カ月に1度保守点検をしている保守点検業者、あるいは清掃業者、この2者を加えて計4者を交えた中で契約を締結するよという指導しているそうです。

また、検査料金も所有者本人が直接センターに支払うのではなくて、保守点検業者が保守管理料を徴収するときに検査料も合わせて徴収して、それを業者がセンターの方へ納入する、そんなやり方によって検査の受検率を上げています。これが非常に効果が上がっているということです。なので、こんな取り組みもぜひ今後研究していただいて、体制を強化する、下水道部の中でぜひ保守点検管理、検査を確実に進めていただきたいと思います。

続きまして、浄化槽の3点目でございます。市町村設置型事業、これについては、今後、現在検討しております調査の中で個人設置型と比較検討していくんだよという回答でございました。結論は、行政としてはまだ今出ていないということですが、私はぜひこれは全面的に導入するということは決して好ましくないというか、うまくいかないかと思っておりますけれども、部分的には導入することによってかなり効果と支援の財政面への負担というのが軽減するのではないかなと考えております。

と申しますのは、効果というのは、先ほどから申し上げていますように、個人設置型で

すどうしても保守点検がおろそかになりがちだと。それが確実にできるよと。それともう1点は、当初の設置者の金額的な負担が少ないわけです。ですから、かなりまとまった戸数の皆さんが合併浄化槽に転換することができるんじゃないか。

先ほどからいろいろやりとりをしているお話は、基本的には新しく新築をしたり改築をした場合の、新居に新しく浄化槽を設ける場合は、今は必ず合併浄化槽にしなければいけないわけですから、そういった際にはいろんな指導ができるわけですがけれども、現在、単独浄化槽、いわゆる昔からみなし浄化槽を使っている皆さんがたくさんあるわけですね。その皆さんが合併浄化槽に切りかえるかといったら、それはなかなか難しいかと思えます。その一番大きな理由というのは、やはり高い金額を負担しなければいけない。そのあたりが、国の補助等もかなり充実している中では、これは市の財政負担というのも後ほどちょっとあるんですけれども、設置者の負担がかなり少ないということで、みなし浄化槽の皆さんも切りかえることができるんじゃないか。そんなことから、ぜひ導入を検討していただきたいなと思っております。

また、財政的な面におきましては、新しい富士市として、多分課題だと思われているかと思えますけれども、財政的なシミュレーションをぜひ現在の計画策定の中でしていただきたいなと思えます。

これにつきましては、富士川町の方で試算をしたデータをちょっと見せていただきました。富士川町では市町村型事業を導入したらどうかということで検討されたということですが、この場合、富士市の下水道使用料、これが年間平均1件当たり3万6000円ということですが、合併浄化槽の使用料をこの3万6000円で合わせた場合、町あるいは市、行政が直営でやるということではなくて、民間活力を導入したPFI事業等を導入すれば、一般財源からの繰り入れは非常にわずかで、向こう数十年間維持管理がやっていけるのではという検討結果も出ております。

これはどういうことかといいますと、富士市の下水道の原価回収率、汚水1立米を処理するための使用料が、実際処理するためにかかっている費用との割合で見た数値なんですけれども、これが富士市では48.4%、実際には使用料だけでは経費の半分も賄えていないよというわけなんですけれども、市町村型でやれば先ほどの富士川町等の検討によれば、この原価回収率が、直営方式では70%、PFI方式なら85%ぐらい確保できるんじゃないかと。かなりそういった面では一般財源からの繰り入れというものも減らす中で、この市町村型浄化槽事業が成り立っていくのではという見通しも出ております。ぜひこのような検討結果も踏まえつつ、これから、あと1年半あると思えますけれども、ぜひ検討をしていただければと思います。

以上で最初の質問を終了いたします。

続きまして、自治基本条例の件ですが、市長の方から、今後コンセンサスづくりをした中で、合併後に取り組みたいというお話でしたけれども、その辺がもう少し具体的なスケジュール等があるようでしたら、答弁いただければと思います。

○議長（渡辺敏昭 議員） 総務部長。

◎総務部長（山本浩之 君） 具体的にちょっとまだ申し上げられませんが、先ほど議員

から質問の中にありましたように、この質問につきましては、この2月議会に鈴木敏和議員から出まして、提案いただいたのは、富士川町との合併を機に制定したらどうかというお話をいただきました。それからいろいろ研究をしております、いろいろな70ある自治体の情報集めを今しているところなんです、それで、この条例をつくる構成がいろいろ自治体によってまちまちであります。先ほど市長の方からお答えしましたように、大和市と飯田市の例。飯田市は議会の方で制定したということで、ちょうど大和市が特例市でありますので、たしか17年に施行しておりますので、ちょうど2年を迎えます。ですから、来年あたりは、その辺の、制定した中でまちづくりにどういう影響があったのか、反映があったのか、そういうこともちょっと調査したいと思えます。

いずれにしても、予定でいえば20年11月に富士川町と合併をいたしましたら、富士川町の町民の方も一緒に入ってその辺の計画づくりをしなければならない。市長の方からお答えしましたように、市民と行政とそういう関係で協働でやるという中で、その辺の検討をこれからしなければならないと。最後に、ちょうど国が新地方分権一括法を22年の春ごろに、また新しいことが出てくるという動きがちょっとあります。ですから、その辺も見ながら制定をしていきたいなと。

時期がいつになるかというのがまだ予測をしていませんが、合併しましたらその辺のことを検討しながら、新地方分権一括法を見据えながら策定をしていきたいなというようなことだけで、あと、いつだという、その辺はありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（渡辺敏昭 議員） 2番小池議員。

◆2番（小池智明 議員） わかりました。はっきりした時期はまだ未定だということですが、合併後に取り組んでいきたいということで現在も研究されているということで理解をいたしました。

そうした中で、最後に私の要望を2つ申し上げて質問を終了したいと思えます。

1つは、市長もお答えになりましたけれども、この自治基本条例の制定、あるいはその検討に当たっては、市民の皆さんの参加を得ながらぜひ制定を考えていただきたい。自治基本条例を読みますと、非常にどの市町村の条例も平易な文章で、何か当たり前のようなことが書いてある気がいたします。

また、例えば情報公開ですとか市民参加等についても、最近富士市初め、どこの市町村でもいろんな部署でそういうことに取り組んでいるわけです。そんなことも書いてあるわけですが、ただ、富士市においてもそういったことが、私も含めて市民の皆さんにはちょっと遠い存在であったり、断片的に行政の方で取り組んでいるというような意識しかないようなところが感じられます。

ですから、条文そのものは簡単ですから、とりあえずつくっちゃえば、どこかのを持ってきて、1日あればできちゃうような、そんなものだと思います。ただ、それでは絶対に市民あるいは行政、また議会も使えるような条例にはならないと思えます。ですから、この策定作業をきっかけに、ぜひ市民の皆さんが、今役所の方が協働だといって取り組んでいることをもう1回再確認でも結構ですから、市民と一緒に考えてつくっていくいい機会

になると思いますし、それが結果として使える条例になっていくと思いますので、策定作業には市民の皆さんといかに一緒になってやっていくか、そのあたりに重点を置いて取り組んでいただきたいと思います。

もう1つは、同じく策定作業、あるいは検討への議会参加、議員参加ということが私は必要じゃないかと思います。ほかの市町村の条例を見ますと、多くの市町村で議会の役割と責務ということをしっかり明記しております。また、これからの自治体の運営あるいはまちづくりについては、市民、議会、行政の協働が必要だということで、それも位置づけております。私もそう思います。

ですから、そういう協働の一端を担う議会が、単に最終的な条例案を議決するだけじゃなくて、私は当然議会としての協働のあり方、あるいは条例そのものをもとに検討していくということが必要じゃないかと思います。この議会参加、議員参加というのが2つ目でございます。

ただ、この2つ目については、現段階の私個人の意見でございます。ここにいる議員の皆さんの総意ではありません。ただ私の要望ということですが、そんなことで、以上の2点をぜひ行政としても、どう考えるかということを検討いただいて条例制定に当たっていただければと思います。

以上です。